

京都市告示第160号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年6月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
桃山緯122号 線	伏見区桃山町立売21番地の7地先から	旧	メートル 71.00	メートル 5.76～10.73
	同区桃山町鍋島7番地の1地先まで	新	71.00	10.73～39.00

(建設局土木管理部道路明示課)